

平成26年第3回臨時会

津別町議会会議録

平成 26 年第 3 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 平成 26 年 5 月 19 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 5 月 23 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 5 月 23 日 午後 1 時 36 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	小野寺 祥裕	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課参事	江草 智行	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	石川 篤	○			
保健福祉課主幹	五十嵐 正美	○			
産業振興課参事	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局主査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	5月23日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	同意	2	固定資産評価員の選任について	
6	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町一般会計補正予算 (第11号)について)	
7	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)について)	
11	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第6号)について)	
12	議案	45	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	46	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	47	津別町介護保険条例及び津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	48	平成26年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
16	〃	49	平成26年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について	
17	〃	50	契約の締結について（旭町団地外構工事）	
18	〃	51	契約の締結の議決事項の変更について（体験交流施設新築工事）	
19	報告	4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
20	〃	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
21	〃	6	例月出納検査の報告について（平成25年度1月分、2月分、3月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
季節はずれの雪が降り、大変寒い中ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 26 年第 3 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君）　これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。なお、本日の説明員の中で産業振興課長が会計検査用務のため急きょ欠席となるむね報告を受けております。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君）　これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君）　日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

本日ここに第3回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております14件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る3月24日、津別町自治功労者、山本茂義様をご逝去されました。故人は、津別町役場に入庁以来、本町の行政推進の先頭に立ち、多大なご貢献をいただきました。

同じく3月24日、津別町社会福祉功労者、山本和子様をご逝去されました。故人は、民生・児童委員として21年の永きにわたり、地域福祉の第一線で多大なご貢献をいただきました。

また、3月28日、津別町自治功労者、小林一郎様をご逝去されました。故人は、活汲自治会役員として21年の永きにわたり、住民福祉の向上と地域自治の振興に多大な

ご貢献をいただきました。

さらに、4月4日、津別町自治功労者、柏倉幸満様をご逝去されました。故人は、通算4期16年の永きにわたり町議会議員として本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。

さらにまた、4月14日、津別町消防功労者、山田昭次様をご逝去されました。故人は、48年の永きにわたり消防団員として地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

この5名の皆様の生前中の数々ご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、叙勲についてであります。平成26年春の叙勲において、津別町字高台、尾形正王様が、統計調査員を永年務められた功績により、瑞宝単光章を受章されました。この度の栄えある受章に対し心より敬意を表するものであります。

また、ご逝去されました柏倉幸満様に対しまして、旭日単光章の授与が決定いたしました。改めて永年のご功績に対し、深く感謝を申し上げますとともに、この度の栄えある受章に対し、心より敬意を表しご冥福をお祈りいたします。

次に、寄附についてであります。4月30日、津別ライオンズクラブ会長 児 功様より、学校教育の振興に役立ててほしいと、10万円のご寄附をいただいたところあります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、活汲中学校閉校式についてであります。3月24日、50名余りの児童生徒と教職員、PTA関係者の出席のもと行われ、67年の教育活動に幕を閉じたところです。

当日は、オホーツク教育局長や道議会議員も来賓として参列していただき、閉校を惜しむ言葉をいただいたところです。

閉校に伴う生徒の新しい学習環境の整備や通学方法等につきましては、保護者や地域の意見を踏まえて対応してきており、現在、津別中学校において、スムーズに学習や部活動が行われているところです。

次に、津別高校の存続についてであります。平成26年度の入学者数は27名となり、キャンパス校基準をクリアしたところです。

卒業生の進路につきましては、進学が8名で、うち4年生大学2名（室蘭工業大学及び日赤看護大学）、短期大学及び専門学校6名、就職につきましては14名で、うち4名が丸玉産業株式会社に就職し、3年連続100%を達成しています。

また、本年度から始めました学校給食につきましては、教職員を含め53名が希望し、好評を得ているところであり、明年度の入学者数につきましても、引き続きキャンパス校基準がクリアできるよう努めてまいります。

次に、津別町環境基本計画についてであります。3月31日、津別町環境基本計画策定委員会 荒川博明委員長より答申を受けました。今後10年間のこの計画は、津別町の地域資源を向上させる取り組みを具体的に推進するための指針となるものであり、基本理念と将来環境像、さらに4つの基本計画を柱に、具体的な取り組み団体と点検及び評価を行いながら推進する組織の設置を定めております。

16名の策定委員をはじめ、計画策定に携わっていただいた多くの皆様に感謝いたしますとともに、「豊かな自然とともに育む環境のまち・つべつ」の将来像に向け、諸施策に取り組んでまいります。

次に、特別養護老人ホーム「いちいの園」等の経営移譲についてであります。平成25年3月17日、社会福祉法人恵和福祉会西澤寛俊理事長との間で取り交わした協定書に基づき、平成26年4月1日より特別養護老人ホーム「いちいの園」、デイサービスセンター及び居宅介護支援事業所が経営移譲されたところであります。今後とも、法人と連携を図りながら本町の高齢者介護と福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

また、5月1日には、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結し、災害時における要援護者等の避難所として協力をお願いしたところであります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月10日、生活改善センターにおいて、事業所や自治会関係者など220人ほどの参加を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

大会では、標語コンクール優秀作品の表彰と各団体代表者による悲惨な交通事故を撲滅する決意表明が行われ、この大会において、交通事故死「ゼロ日運動」の目標と

した1,500日は、平成26年4月28日に達成することができ、過日、北海道交通安全推進委員会より表彰状が届いたこととあります。引き続き「ゼロ日」を継続できるよう、関係機関はもとより町民の皆様とともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、夢ふうせんののかの開所についてであります。4月14日、第5期介護保険事業計画の中で予定していました小規模多機能ホームが、株式会社エムリンクによってオープンいたしました。この施設は、利用者の状態や必要に応じて訪問介護、デイサービス、短期入所を組み合わせたサービスを提供する事業所であり、定員は25名で、共生型住宅については10室を有しています。

今後ともこの民間施設と連携を図りながら、本町の福祉サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、有機ビーフカレーの販売についてであります。3年前より地場の有機牛肉、有機野菜を使用したビーフカレーの商品化に取り組んでいました津別町有機農業推進協議会が、このほど有機JAS認証ビーフレトルトカレーとして、JAつべつより発売し、4月15日、さんさん館において関係者約50人が参加し、商品のお披露目会と試食会が開催されたところです。売れ行きは好調と聞いており、今後、次なる商品開発に期待するものです。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。4月23日、北海道町村会定期総会にあわせて北海道開発局を訪問し、津別地区が来年度に実施地区となるよう要請活動を行ったところです。5月9日には、開発局農業水産部長が本町を視察に訪れ、現地確認が行われたところです。既に来年度の予算要求に向けた開発局と本省との事業協議が始まったところですが、今後、必要に応じ、津別地区促進期成会において中央要請活動を行う考えであります。

次に、体験交流施設のオープンについてであります。既設棟の改修が完了した部分について、4月25日、通称名「みいとインつべつ」としてオープンしたところです。増設部分につきましては、現在順調に工事が進み、7月にはオープン式を行う計画であり、今後、多くの方々の利用を期待するものです。

次に、船橋・津別青少年交流協会総会についてであります。4月26日、船橋市に

において松戸船橋市長も参加する中、第9回総会が開催されました。今年度も「くりん草鑑賞会」や「ホワイトスクール」等での来町が計画されるとともに、来年の10周年記念事業では、つべつ夏まつりに「ふなっしー」を出演させる案が出されるなど、大変賑やかな意見交換が行われたところであります。

来町される船橋市民の方々に、さらに津別町の良さを知っていただくとともに、引き続き相互交流を推進し、友好を深めてまいります。

次に、道路クリーン作戦についてであります。5月10日に「ごみゼロ運動の日（5月30日）」に先駆け、津別町環境衛生推進協議会との共催により、本年も町道3号線の美幌町との町界からふれあい公園までの道路沿いを、町民100人余りの参加を得て実施したところであります。

小雨が時折舞う肌寒い天気の中、テレビや産業廃棄物系の大型ごみなど悪質な不法投棄があり、量も昨年より増加しており、さらなる啓発等の必要性を感じたところです。悪天候の中、参加されました町民の皆様には感謝を申し上げますとともに、今後ともクリーンなまちづくりに努めてまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。5月11日、前日の悪天候がうそのような晴天の中、町と網走南部森林管理署の共催により、町民の方々や関係者合わせて130人の参加を得て、カラマツの苗木400本を木樋町有林内に植樹したところであります。将来の町の貴重な財産となるよう、しっかり管理してまいります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第2号「固定資産評価員の選任について」は、地方税法第404条の規定により、固定資産評価員を選任しているところでありますが、前任の住民企画課長の退職に伴い、4月1日付の人事異動による新任の住民企画課長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町一般会計補正予算（第11号）について）」は、3月時点において未確定でありました町税をはじめとする各歳入について確定精査を行い、歳出においても各事業費等の確定による精査と財源調整を行い、一般財源を公共施設等整備基金及び地域振興基金への積み立てに充て、さらに国の補正予算による歳入歳出予算の追加を行い、歳入歳出予算にそれ

ぞれ3億373万円を追加し、最終歳入歳出予算総額を65億6,600万1,000円とするとともに、繰越明許費として3事業を追加、地方債について4事業の限度額変更を含める補正予算を、平成26年度3月31日付で地方自治法第179条第1項規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において国・道支出金等の額の確定精査を行い、歳出では、保険給付費等の確定による補正を主なものとして、歳入歳出予算からそれぞれ1,578万9,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を9億1,840万6,000円とする補正予算を、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）」は、保険料など収入額の確定と事業精査による一般会計繰入金の補正などにより、歳入歳出予算からそれぞれ94万6,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を8,424万1,000円とする補正予算を、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において保険料、国・道支出金等の確定による精査を行い、歳出では保険給付費等の確定に伴う精査により、歳入歳出予算からそれぞれ819万9,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を4億5,394万3,000円とする補正予算を、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入においてサービス収入、繰入金、諸収入の確定による精査を行い、歳出では施設管理費等の確定に伴う精査により、

歳入歳出予算からそれぞれ 491 万 3,000 円を減額し、最終歳入歳出予算総額を 3 億 324 万 1,000 円とする補正予算を、平成 26 年 3 月 31 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第 6 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について）」は、歳入において使用料、一般会計繰入金の確定による精査を行い、歳出では各施設等の管理経費の精査等により、歳入歳出予算からそれぞれ 781 万 2,000 円を減額し、最終歳入歳出予算総額を 4 億 3,086 万 5,000 円とする補正予算を、平成 26 年 3 月 31 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めらるものであります。

議案第 45 号「津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、平成 26 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行された地方税法の改正法等の内容に準じ、軽自動車税の見直し、法人課税の見直し等に関連する条文を主に、寄附金控除対象法人の追加等の町独自の改正を含め、現条例及び前年 9 月議会において議決をいただいた改正条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 46 号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法施行令の一部改正により賦課限度額の引き上げ、2 割軽減及び 5 割軽減の対象拡大に係る改正とともに、3 月議会において議決をいただいた改正条例の国民健康保険税普通徴収納期のうち第 7 期の納期限について改正しようとするものであります。

議案第 47 号「津別町介護保険条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、3 月議会において議決をいただいた改正条例の介護保険料、高齢者医療保険料の普通徴収に係る 12 月納期について、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 48 号「平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,438 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 55 億 6,938 万 9,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、体験交流施設整備事業及び認定こども園整備事業に係

る事業費の追加並びに前年度の予算に繰越明許費として設定された事業の減額を主なものとして、歳入歳出予算の補正と継続費と地方債で各 1 事業の変更をお願いするものであります。

議案第 49 号「平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、資本的収入及び支出の資本的支出において、公共工事設計労務単価の改正及び資材費の増に伴い、建設改良費に 323 万円を追加し、資本的支出の額を 7,493 万 2,000 円とする予算の補正をお願いするものであります。

議案第 50 号「契約の締結について」は、旭町団地外構工事の請負契約として、5 月 12 日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者 網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 51 号「契約の締結の議決事項の変更について」は、体験交流施設新築工事の請負契約として、平成 25 年 12 月 18 日に行われた第 10 回定例議会での議決を得て、契約者 網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を了し、工事を開始したところですが、資材等の調達が困難となり、工期の延長が必要となったことにより、契約金額を増額して対応しなければならなくなったことから、契約金額の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎同意第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、同意第 2 号 固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第2号 固定資産評価員の選任についてでありますけれども、今町長のほうから報告がありましたけれども、提案理由の説明がありましたけれども、地方税法第404条の規定により固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することになっており、本町においては所管の課長を選任させていただいております。前任の住民企画課長が3月31日をもって定年退職をしたことにより4月1日付で後任の住民企画課長、小野寺祥裕を選任いたしたく、法第404条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度津別町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成25年度一般会計補正予算（第11号）についてを説明いたします。専決の理由につきましては、専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正につきまして特に緊急を要するために議会を招集する時間的余

裕がないためとさせていただきます。実際の内容といたしましては、各歳入の確定及びそれらにかかわる各事業費の精査を基本に歳出の精査を行いまして、財源調整によりまして一般財源を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立てました。3月31日付で地方自治法第179条に基づき専決処分をしたものであります。

なお、国の補正予算に対応いたしまして歳入歳出予算を増額補正、3件の繰越明許費の追加もお願いするものであります。内容につきましては、資料の事項別明細書で説明いたしますが、単なる精査につきましては主なものについてのみ説明とさせていただきますので、ご了解いただきたくよろしくお願いいたします。

それでは補正予算の条項をご覧ください。第1条につきまして第1項で歳入歳出予算にそれぞれ3億373万円を追加いたしまして予算の総額を65億6,600万1,000円とするものであります。第1条第2項及び第2条、第3条につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは資料の事項別明細書、歳出から目を基本に説明いたしますので22ページ、23ページをお開きください。款2総務費につきましては全体で3億1,672万4,000円の補正になりますが、項1総務管理費として下段の目3財政管理費を2億902万6,000円の増額となります。財政調整基金積立金として一般財源の残627万1,000円を増額補正、次に公共施設等整備基金に特定公共賃貸住宅使用料の確定による増額積み立て275万5,000円と一般財源の増額積み立てとして2億円、合わせて2億275万5,000円を増額補正するものであります。

次に、目5財産管理費ですが24ページから25ページのほうをお開きください。下段のほうになりますが、土地開発基金積立としまして国道改修に伴います町有地の売却収入188万円を増額補正するものであります。次に項2地域振興費の目1企画総務費ですが、全体で1億2,539万7,000円の増額となり、26ページ、27ページのほうをご覧ください。説明の3段目になりますが地域振興基金積立としまして1億3,000万円の増額補正となります。これも一般財源による積み立てですが、このうち農林業費の指定寄附100万円を財源の一部としております。

続きまして款3民生費ですが、28ページ、29ページのほうをお開きください。款全体では2,898万8,000円の減額となりますが、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費

の説明として 29 ページの下段のほうにあります障害者総合支援事業経費の負担金のうち 31 ページのほうに記載しておりますが北海道自治体情報システム協議会負担金について 101 万 6,000 円の追加補正となります。これは国の補正予算によるもので繰越明許費の設定を別にお願ひして平成 26 年度で執行しようとするものであります。

続いて、飛ばしまして 34 ページ、35 ページのほうをお開きください。款 4 衛生費について 2,046 万 8,000 円の減額になりますが、項 1 保健衛生費、下段の目 3 環境衛生費につきましましては、水道未給水地区整備事業に係る補助金につきまして年度内に行うような申請がなかったことから、予算全額 100 万円減額するものであります。

続きまして 36 ページ、37 ページのほうをご覧ください。項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費におけるごみ焼却施設管理経費の一般廃棄物広域処理事業負担金ですが、これは大空町に対する負担金として確定額 1,731 万 3,000 円となったため、ちょっと大きな額になりますが 744 万 9,000 円の減額をするものであります。

続きまして 38 ページ、39 ページのほうをご覧ください。款 6 農林業費については 4,888 万 6,000 円の追加になります。項 1 農業費、目 3 農業振興費で鳥獣被害防止総合対策事業の有害鳥獣駆除事業については、これは減額になりますが、確定額 569 万 1,000 円となり 499 万 4,000 円の減額となります。

続いて 40 ページ、41 ページのほうをお開きください。目 4 振興事業費です。農業水利施設保全合理化事業としまして農業用排水施設機能保全計画策定業務の委託料として 400 万円の追加となります。これにつきましても国の補正予算対応分として繰越明許費の設定をお願ひするものであります。

続きまして、項 2 林業費、目 2 林業振興費は、目として 5,211 万 3,000 円の追加になりますが、41 ページ下段のほうになります 21 世紀の森管理経費における津別 21 世紀の森基金積立金 5,695 万 2,000 円の追加となります。これにつきましましては、道立 21 世紀の森移管に係る運営補助金につきまして道のほうが 25 年度の予算ということで措置、執行ということになりましたので、本町におきましても 25 年度予算として受け基金に積み立てするものであります。

歳出の 42 ページ以降につきましましては、いずれも事業費精査及び歳入の確定により財源内訳補正のみとなりますので説明を省略させていただきます。歳入の 4 ページから

5 ページのほうをお開きください。

歳入になります。款 1 町税は全体で 4,944 万 2,000 円の増額補正となります。特に法人町民税については現年課税分、主に法人税割として 3,445 万 7,000 円の増額補正となっております。

款 2 地方譲与税から次のページになりますが款 10 交通安全対策特別交付金までは交付額の確定による補正です。ただ、その中 6 ページから 7 ページになりますが款 9 地方交付税につきましては 9,499 万円の増額補正となっております。内訳といたしましては普通交付税が最終調整分として 227 万 9,000 円の増額となっております。特別交付税につきましては前年対比 2,321 万 6,000 円、10.8%の減となっております。中身をちょっと要因を調べますと、震災復興の特別交付税分として 800 万円程度の減、地方バス路線運行維持として 4,600 万円程度の減となったことが大きくなっておりまして、地域おこし協力隊で 1,700 万程度の増、緊急防災で 800 万円あまりの増、あと有害鳥獣駆除で 200 万円の増と見込みましても全体としては減となるということで分析しているところであります。

次、款 11、分担金及負担金です、項 2 負担金で 56 万 9,000 円の増、それから款 12 使用料及手数料につきましては、すべて最終精査ですが 8 ページから 9 ページのほうをご覧ください。目 5 の土木使用料、特定公共賃貸住宅使用料 266 万 6,000 円の増、それから駐車場使用料として 8 万 9,000 円の合わせ 275 万 5,000 円を追加補正となりますが、これにつきましては歳出のほうで公共施設等整備基金積立金の財源とするものであります。

次に、目 6 の教育使用料ですがスポーツ交流館使用料につきましては実績により 42 万円を増額、これは予算に初めて追加する、記載するところであります。

続いて 10 ページ、11 ページのほうをお開きください。款 13 国庫支出金としまして 422 万 5,000 円の減額となりますが、各補助事業の精査として補正をお願いするものであります。その中で項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金の子育て支援交付金につきましては、すべて道補助金となることといたしまして予算全額の 210 万円の減額となります。また同じ 11 ページの説明の 2 行下になりますが障害者自立支援給付支払等システム事業は歳出のほうで説明いたしました国の補正予算による繰越明許費設定の

財源となるもので 50 万円の増額となるものであります。

次に 12 ページから 13 ページのほうをお開きください。款 14 道支出金ですが、国庫支出金と同様に補助事業等の精査により 5,819 万 8,000 円の追加となります。特に項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金につきましては 13 ページの最下段にあります子育て支援対策事業は先ほど説明しました国庫補助金の減に対応するもので 643 万円の増額ですが、補助の確定全額のすべてを全額の補正ということになります。

続きまして 14 ページから 15 ページをお開きください。目 5 の農林業費道補助金の節 1 の農業費道補助金における農業水利施設保全合理化事業につきましては、歳出のほうで説明いたしました国の補正予算による繰越明許費設定の財源となるもので 400 万円の増額補正となります。また節 3 の林業費道補助金における道立の森維持運営事業につきましては、歳出と同様、道の 25 年予算化に伴うもので補正額を 5,695 万 2,000 円全額を基金積立することになります。

款 15 の財産収入、17 ページのほうになります。国道用地にかかる町有地の売り払いの土地売払収入 188 万円の追加、これは最上段につきましては歳出で言いましたとおり土地開発基金に積み立てするものとなります。

款 16 の寄附金につきましては、ふるさと納税であります総務費寄附金に 8 万円、あと指定寄附である農林業費寄附金で 100 万円の追加となりますが、これも基金積立の財源としているところであります。

款 17、繰入金ですが総額で 6,913 万 5,000 円の追加となります。おおむね対象事業の精査により繰入金の減額となりますが、財政調整基金 8,541 万円の追加となります。これは 3 月議会において補正いたしました農山漁村活性化対策整備事業につきまして、財源は全額農林業費国庫補助金として行われる事業で今回繰越明許費の設定もお願いしておりますが、平成 25 年度の支出分について補助金の収入が見込まれないため一時的な財源不足を財政調整基金からの繰り入れで補うものであります。平成 26 年度の確定補助金をもちまして財政調整費に積み直しを行なおうとするものであります。

次、款 19 諸収入については 600 万円の減額となります。内訳は 16 ページから 19 ページまですべて確定金額による補正をお願いすることになります。

次に、20 ページから 21 ページをお開きください。款 20 町債です。230 万円の増額補正となります。これにつきましては4件の事業について起債額の変更ということになります。

それでは補正予算の条文のほうにお戻りください。第1条の第2項につきましてはただいま歳入歳出で説明いたしました内容を款項の区分ごとに第1表として整理したものです。補正総額につきましては第1項の内容のとおりとなります。

第2条の繰越明許費については第2表のとおり、これらは国の補正予算に対応するものとして3件の事業について設定をお願いするものでありますので、よろしく願いしたいと思います。

第3条の地方債補正につきましては、歳入の補正額に基づきまして第3表のとおり4件の事業の限度額の変更をお願いするものでありまして、限度額の総額は5億6,927万9,000円とするものであります。

以上、内容の説明といたしますのでご承認をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ質問いたします。ページ数、収入の6ページ、7ページの地方交付税の関係で特交、普交と載っていますけども、地域おこし協力隊の関係で交付税で全額措置されるというふうな話を承っていると思いますけれども、当初予算で2,000万ちょっとありましたけども、今回補正で100万落ちて2,000万弱の予算ですけども、この中に地域おこし協力隊の財源がどの程度入っているのか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 特別交付税については、先ほどちょっと若干説明させていただきましたが、そのうち地域おこし協力隊につきましては、こちらのほうで資金需要と出している金額は1,722万7,000円となっております。決算額と若干変わってくるのですが基本的には全額特交で見られる形になってはおりますが、その中

でちょっと対象外として実は隊員の人たちがこちらに来るときの旅費を言ってみれば赴任旅費というのですか、それについてはうちのほうでは見たのですが、それについては特別交付税では見られないという形がありまして、その点が見られないかなと思います、あと若干ですが社会保険料等におきまして人件費等に若干見られないところがありまして、その差額が実際の予算額と特交で見られない金額というような差額になっております。そういうことでご理解をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 説明わかりました。若干目減りもというか、特公ですからはっきりした数字は出ないというふうに思うのですが、大体予算に対する財源のカバー率、8割程度なのか9割なのか、その辺ちょっと大枠で答えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ちょっとカバー率、全体の割合は出しておりませんが26年度の当初予算を組む上ではほとんど100%に近い形になると思います。昨年については最初に来た年の旅費の部分だけが見られないというふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 1点お伺いをしたいと思います。第2表の繰越明許費、6款の農林業費の農山漁村活性化対策整備事業1億5,526万繰越明許となっておりますけれども、事業は進めていると思いますが、これなぜ繰越明許費に全部なったのか具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） ご質問のありました農山漁村活性化対策整備事業の関係ですが、これにつきましては25年度で8,500万ほどの事業費をやっているかと思えます。これはTMRセンターの関係で事業実施しておりますけれども、その同じ事業、農山漁村活性化対策整備事業として国の25年度補正予算において補正があり

まして、それに伴って同じ事業名ですけれども機械等の導入、これが追加されたということでございます。その機械等の導入が1億5,526万円ということで事業名は1本の事業名なのですけれども、当初25年度見ていた8,500万ほどの事業費については既に執行を終えているということでございます。それでこの分だけ26年度への繰越明許費となるということでございます。これ国のほうの補正で補助指令1本ということになると変更に基づいて1本になるといったようなことで、この部分だけが繰越明許費になるということでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 現地のほうはどれぐらいまでこの事業が今終了しているというか、進行状況をもう少し詳しくお聞きをしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） 進行状況といいましても8,500万の昨年度計画しました8,500万の事業費、これについてはTMRセンターの整備が主なものですが、これについては終了しています。1億5,500万、これは当然26年度繰り越しましたので、これについてはまだですけれども、どの程度というのは、どの部分のことを業種なり内容が違いますので、それについてあくまでも25年度分については終了したということで、この26年度に繰り越すというのは25年度で補正しますけれども、あくまで当初は26年度予算で見ていた分、これが25年度補正に基づいて25年度予算に組み替え、なおかつ繰り越しとすることですので、これについてはまだ当然実施はまだという状況でございます。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(五十嵐正美君) ただいま上程となりました承認第2号 平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。専決の理由につきましては、歳入において国庫支出金、療養費交付金及び道支出金の額の確定精査を行い、歳出では保険給付費の確定を主なものとする補正であります。条文の第1条におきまして歳入歳出予算の総額から1,578万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億1,840万6,000円とするものでございます。

それでは歳出から説明いたしますので10ページ、11ページをお開きください。款1総務費では額の精査により74万3,000円を減額するものです。14ページ、15ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費では療養給付費の確定により一般、退職、合計で3,157万8,000円を減額するものです。16ページ、17ページをお開きください。項2高額療養費は自己負担限度額を超えた部分に対するものですが、一般、退職高額介護合算医療費分の一般、退職を合わせ558万8,000円を減額するものでございます。項3移送費につきましては、利用実績がなく一般、退職を合わせて7万7,000円の減額、18ページ、19ページをお開きください。項4出産育児諸費では9名分の支出にとどまりましたので支払手数料を含め42万1,000円を減額、項5葬祭費では10

件の支出で 30 万円を減額するものでございます。20 ページ、21 ページをお開きください。項 3 後期高齢者支援金、項 6 介護納付金は収入額の確定により財源内訳のみ補正となります。款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費で 156 万 3,000 円の減額は事業費精査に伴い減額を行うものです。22 ページ、23 ページをお開きください。款 9 基金積立金では国、道支出金などの次年度へ償還する財源などで 2,503 万 4,000 円を追加するものです。以下、款 10 公債費、款 11 諸支出金は精査による補正であります。

続きまして歳入のご説明を申し上げますので 4 ページ、5 ページにお戻りください。款 1 国民健康保険税につきましては、一般、退職分合わせまして額の確定により 90 万 2,000 円の減額、款 2 国庫支出金につきましては国庫負担金、国庫補助金の額の確定により 1,870 万 8,000 円の減額となります。

6 ページ、7 ページをお開きください。款 3 療養給付費交付金につきましては額の確定により 285 万 7,000 円の追加、款 5 道支出金、財政調整交付金、節 1 財政調整交付金で 113 万 3,000 円の減額、節 2 特別財政調整交付金で 1,209 万 3,000 円の追加については保険事業費、医療費の周知、収納率の確保等で交付を受けた金額でございます。款 8 繰入金、目 1 の一般会計繰入金として事務費、出産一時金の精査として 221 万 7,000 円の減額となります。項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金では国庫支出金など他の歳入確定及び保険給付費が確定したことから 814 万 3,000 円の減額補正を行い、最終的には 3,685 万 7,000 円の基金繰入額になったところです。これにより今年度末の基金残高は 7,883 万 3,000 円となっているところです。款 10 諸収入では延滞金、加算金、次の雑入を合わせまして 36 万 4,000 円の追加となります。

それでは条文にお戻り願います。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました承認第3号 平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして内容の説明を申し上げます。今回の専決処分につきましては、歳入では後期高齢者医療保険料の確定、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金の確定を主なものとする補正でございます。第1条におきまして歳入歳出予算の総額から94万6,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を 8,424 万 1,000 円とするものです。

それでは、歳出から説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費につきましては旅費、需用費などの事業精査により 11 万 8,000 円を減額、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の確定により 69 万 9,000 円をそれぞれ減額するものです。款 3 諸支出金では額の確定により還付金及び還付加算金で 10 万 3,000 円。8 ページ、9 ページをお開きください。繰出金で 2 万 6,000 円をそれぞれ減額するものです。

続きまして歳入に移りますので 4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 後期高齢者医療保険料については賦課額の確定により目 1 特別徴収保険料で 43 万 2,000 円の減額、目 2 普通徴収保険料で 26 万 7,000 円を減額するものです。款 2 広域連合支出金、款 3 繰入金及び款 5 諸収入につきましては、それぞれ額の確定により補正するものです。

それでは条文にお戻り願います。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものであります。

以上、内容について説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、歳出においては総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金等の確定に伴う補正であります。

それでは条文をご覧ください。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ819万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,394万3,000円とするものです。

歳出のほうからご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。款1総務費では総額で66万2,000円の減額となります。10ページ、11ページをお開きください。款2保険給付費につきましては、総額で759万6,000円の減額となります。次14ページ、15ページをお開きください。款3地域支援事業費につきましては要介護状態にならないよう予防給付事業に要する経費ですが、総額で102万4,000円の減額になります。22ページ、23ページをお開きください。款4基金積立金では122万4,000円の追加補正となります。これは地域支援事業に係る国、道支払基金の負担金が多く交付されており、平成26年度に返還する予定のため、これを準備基金に積み立てをし、6月以降の実績報告による確定後に取り崩しを行い返還するものであります。款5諸支出金では14万1,000円減額するものであります。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページ、5ページをお開きくださ

い。款1保険料では23万4,000円を減額するものであります。款2手数料では、介護予防事業の手数料で3万3,000円を減額するものです。款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5道支出金では保険給付額が確定しましたので、国では国庫支出金では342万5,000円の減額、支払基金交付金では12万6,000円の追加、道支出金で645万8,000円を減額するものです。

次、款7繰入金、182万7,000円の追加であります。6ページ、7ページをお開きください。項1の一般会計繰入金でルール分として整理いたしまして合わせて179万8,000円の減額をするものです。項2の基金繰入金は、保険給付費に見合う国、道の介護給付費の負担金の減額に伴い、不足する362万5,000円を介護給付費準備基金から繰り出し、収支のバランスをとったものです。なお、これら不足する部分につきましては26年度に精算交付される予定であります。款9諸収入では2,000円の減額補正をするものです。

それでは第1表に戻っていただきまして、ただいま説明した内容を款項ごとに整理をさせていただきましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました承認第5号 平成25年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。専決の理由につきましては、歳入においてサービス収入、繰入金等の額の確定精査を行い、歳出では各事業費の額の確定による補正でございます。条文の第1条におきまして歳入歳出予算の総額から491万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億324万1,000円とするものです。

それでは歳出から説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。款1施設管理費、目1特養施設費の給与費は夜勤手当等の減で29万6,000円の減額、特養施設運営費では賃金、報償費等の精査で295万8,000円を減額するものです。8ページ、9ページをお開きください。特養施設管理経費では燃料、10ページ、11ページをお開きください。委託料、工事請負費等の額の確定により61万5,000円を減額、短期入所事業経費では賄材料9万3,000円を減額、目2デイサービス費、デイサービス運営経費では賃金、賄材料等で57万円をそれぞれ減額するものでございます。12ページ、13ページをお開きください。デイサービス管理経費は工事請負費の執行残の1万4,000円を減額、款2介護支援事業費では事業費の確定により5万円を減額するものです。14ページ、15ページをご覧ください。款3公債費、一時借入金利子、款4予備費については予算執行がなかったため減額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので4ページ、5ページをお開きください。款1サービス収入、目1施設介護サービス費収入の特養利用料収入は45万1,000円の減額、特養の稼働率が当初の見込みより若干下回ったことによるもので、入所者の入院等が主な要因となっております。目2居宅介護サービス費収入、節1短期入所介

護給付利用料は短期入所利用者の利用減により 91 万 5,000 円を減額、節 3 デイサービス介護給付利用料収入は要介護の利用者に係る分ですが利用者の減少により 520 万 5,000 円を減額、節 4 デイサービス予防給付、利用料収入は要支援者の利用料に係る分ですが、利用者の増により 273 万 2,000 円を追加するものでございます。目 3 居宅介護サービス計画費収入、節 1 居宅ケアプラン作成料収入は、要介護認定者のケアプラン作成料で 130 万 2,000 円の追加、節 2 介護予防サービス計画作成料収入は要支援認定者のケアプラン作成で 55 万 3,000 円の追加となっていますが、要因として本町における高齢化率や出現率の高まりによるものと考えられます。項 2 自己負担金収入につきましては、収入を精査し補正するもので、節 2 の短期入所介護給付自己負担で 35 万 8,000 円、節 4 デイサービス介護給付自己負担で 136 万 5,000 円をそれぞれ減額、節 5 デイサービス予防給付自己負担で 67 万 9,000 円を追加するものでございます。

次に、款 2 繰入金、一般会計繰入金につきましては、サービス収入等の歳入及び歳出における精査により特養繰入金が 272 万 3,000 円を減額、デイサービス繰入金では収入の減により 63 万 9,000 円を追加するものです。次に款 4 諸収入では、額の確定により 11 万 8,000 円を追加するものでございます。

それでは条文にお戻り願います。第 2 項の第 1 表につきましてはただいま説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました承認第6号、専決処分第8号 平成25年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。専決の理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり歳入では歳出の事業完了精査に伴う一般会計繰入金の減額及び使用料の確定による追加で、歳出では各施設の管理費等の精査により減額するものです。

第1条におきまして歳入歳出予算をそれぞれ781万2,000円を減額し、最終の予算総額を4億3,086万5,000円とするものです。補正内容につきましては主なものについてご説明いたしますので歳出の6ページ、7ページをお開きください。款2特環下水道費の管渠管理費、委託料、污水管・公共污水柵清掃業務ですが、緊急に清掃が必要な箇所がありませんでしたので21万円の減額をするものです。処理場管理費、8ページ、9ページをお開きください。委託料、下水道管理センター維持管理業務につきましては、完了精査により304万円の減額をするもので、備品購入費につきましては故障等による備品の購入がなかったことにより10万円の減額をするものです。下水道整備費における管渠等施設整備事業、単独経費ですが、国道240号曲線緩和工事に伴う1号污水支線管渠の移設設計を行ったもので、事業完了による精査として13万7,000円の減額をするものです。款3個別排水費につきましては事業精査による不用額として40万円を減額し、款4集落排水費につきましても管渠管理経費で30万、10ページ、

11 ページのマンホール内ポンプ管理経費で 50 万円、処理場管理費で 107 万 2,000 円をそれぞれ事業完了精査による不用額として減額するものです。

4 ページ、5 ページの歳入にお戻りください。使用料につきましては下水道使用料現年分を 40 万円追加し、集落排水使用料現年分を 10 万円追加するものです。繰入金につきましては、使用料及び歳出の精査確定に伴い 831 万 2,000 円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 45 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 45 号津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について、内容について説明させていただきます。

別途配付しております説明資料 1 ページのほうをご覧ください。今回の税条例の改正内容として記載させていただきましたが、まず 1 の改正根拠に記載のとおり今回政府が現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生の観点、それから税制抜本改革を着実に実施するため、さらに環境への付加の少ない自動車を対象とした軽減を行う等の目的から、今回車体課税と法人課税の見直しを主なものとししました地方税法の一部を改正する法律及び関連政令の改正等が 3 月 31 日に公布されたところであります。本町におきましても改正法等の趣旨をかんがみながら、法人町民税、軽自動車税の税率改正のほか、改正法律の適切な運用を図れるように税条例の一部の改正及び昨年 9 月議会において議決されました改正条例の一部を改正しようとするものであります。あわせまして町道民税の普通徴収に係る 12 月納期の納期限の改正、さらに寄附金、控除対象となる社会福祉法人の追加の改正をお願いするものであります。

まず、津別町条例の改正に必要なない地方税法の改正部分について若干説明したいと思っておりますので、資料 1 ページのほうに地方税法の主な改正内容、条例関連外としてまとめさせていただきました。本町においても適用されるような内容としては、まず①の車体課税に関するものでありまして、消費税増税をかんがみながら自動車取得税について税率の引き下げやエコカー減税の拡充を行うというふうになっております。またクリーン化特例、これは環境への負荷の低減に資するための施策ということですが、そのクリーン化特例の見直しとしまして 13 年を経過した、つまり 14 年目からの自動車の重課割合を上げるという形になっております。

次に、②の地方法人課税についてであります。地方法人税をこの度国税として創設いたしまして、地方交付税の原資とすること。これは交付税特別会計のほうに直接繰り入れる税としてなっておりますが、法人の所在地の偏りを重視しまして、より地方へ所得の再分配を促すということを基本として考えておりまして、道府県、市町村の法人税割が引き下げということになります。また、平成 22 年の所得の偏在に伴うものとして暫定的に導入されました地方法人特別税については、今回の地方法人税の国

税化によりまして一部解消されることとなりますが、税制抜本改革の途中であるということから廃止ではなく縮小され、法人事業税に一部還元される措置というふうになっております。

それでは津別町税条例の改正内容ですが、3の条例改正の主な内容として改正内容ごとに条文施行事項をまとめさせていただきました。こちらは後ほど確認いただきたく存じますので、実際の改正内容につきましては税条例の新旧対照表で条文ごとに説明していきます。資料の3ページのほうをご覧ください。縦横ちょっと逆になりますがよろしくお願ひしたいと思います。まず条文改正文に記載されています第1条の部分としまして、現在の税条例の新旧対照表となります。まず第23条ですが、これは法人税法の改正によりまして町民税の納税義務者として外国法人の恒久的施設が定義されたことによります規定の整備というふうになっております。次に下段の第33条第5項の改正であります、これは法律改正による参照条項の変更という形になっております。次ページ、4ページの34条の4ですが、今回の改正の本当に主なものとされる法人町民税の法人税割の変更であります。本町は制限税率を採用させていただいておりますので100分の14.7を100分の12.1とするものであります。

続きまして第40条の町民税普通徴収の12月納期の改正であります、先の全員協議会で説明させていただきましたが、第4期の納期限が休日になりましても1月に年を越さないように1日早く12月26日と改正させていただくものであります。次に第48条の改正ですが、これは地方税法において外国税額控除制度、これは前年の所得において外国で源泉された住民税相当分がある場合ですが、国際間の二重課税というものを調整する意味で控除される制度が所得税に準ずる形で今回改正されたものになります。参照条項等の改正という形になります。

次、5ページになります。第52条ですが、これは法人税法の改正によるもので、外国法人に係る申告納税制度が新たに規定されたことによる参照条項の訂正という形になります。次、第57条、それから次のページの第59条につきましては、これは子ども・子育て支援制度の施行に係る非課税措置、固定資産税の非課税措置なのですが、認定こども園等を該当とする拡大の措置なのですが、実際にはこれまで教育文化施設及び児童福祉施設として認定できたものについて、子ども・子育て関連3法の成立に

伴いまして定義と重複規定の除外として地方税法が改正するものに伴う参照条項の改正という形になっております。

次、6ページから7ページにわたる第82条ですが、これも今回の改正の主要なものの一つになりますが、軽自動車税の税率改正となります。原動機付自転車から次のページの軽自動車税、小型特殊自動車等、すべてにおいて25%から100%の増額改定となります。これは車体課税の抜本の見直しをめぐる議論の中で消費税率の引き上げに対する自動車取得税の税率引き下げに伴う地方税収の減分につきましてどのように町税を増収するかという中で、普通車等の登録車両と軽自動車税の税率の乖離、軽自動車税のほうが税率が低いということから、これ国際的に見てもかなり差があるということから地方財源の確保の面からも軽自動車税の税率を引き上げることとなったことによるものです。なお、スノーモービルなどの雪上車、それからトラクター等の農作業用の小型特殊自動車につきましては、税率を各市町村にゆだねられております。本町におきましては総務省から出されました指針1.25倍、25%増というのを基本として算定しております。この税率につきましてはオホーツク管内の各市町村と確認させていただきまして回答があったところはおおむね同一な率で改正を予定しているということです、その点についても申し添えます。

次に、7ページの下段から制定附則の改正になります。附則第4条の2は租税特別措置法の改正による参照条項の整備、それから次ページの附則第6条から10ページまでの附則第6条の2は地方税附則の改正により不必要というふうにしたもので、これは附則のほうに載っていることから条例が必要ないというふうと考えられ附則第6条は削除、附則第6条の2は削るものであります。次、めぐりまして12ページになります。12ページの下段のほうに附則第7条の4がありますが、これにつきましては地方税法の改正によりまして参照条項の整理というものになっております。続いて、めぐりまして13ページ、附則第8条ですが、これは肉用牛の売却に係ります事業所得の特例、俗に言う肉免という言い方をされますが、その特例の延長です。所得税法に準じまして平成30年度分まで3年間延長される改正となっております。下段の附則第10条の2ですが、これは固定資産税に係る課税標準の特例といたしまして、各市町村で定めることができる、俗に言うわがまち特例として新たにこの施設が加わったこと

による改正となっています。各率については総務省の率を参酌させていただきましてそのまま適用させていますが、この中で本町で該当すると考えられるのは第8項の規定になります。法則第15条、第38項に規定されますノンフロンの製品、つまりフロンを冷媒としない冷蔵、冷凍機器、これにつきましては償却資産税として課税されますが、わがまち特例として減額となります。これは購入というか本町で該当する可能性があると考えております。

次ページ、14ページの附則第10条の3になりますが、これは改正耐震改修促進法というものがありまして、それに基づく安全確認計画記載建築分について新規の減額措置に係る条項、これが新規減額措置になるのですが、その条項の追加という形になります。続きまして15ページ、附則第16条ですが、これ新たに加わるものです。これはクリーン化特例ということによりまして14年目になりました3輪以上の軽自動車に対し税率を上げるものでありまして、先の7ページのほうで第82条で改正後の税率に対しまして、さらに20%程度重課することとなります。

次に、附則第17条の2ですが、これは優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例で、これにつきましても3年間さらに延長するものとなっております。続きまして、また16ページの附則第19条、17ページの附則第19条の2、それから附則19条の3、18ページの附則第21条、第21条の2、これらにつきましてはすべて地方税法等の改正による文言、条項の整理となっております。続きまして19ページ附則第22条から20ページの附則第22条の2、ずっといきまして22ページの附則第23条までにつきましては、これは法律と条例の規定に重なりがあるということで、今回の条例として削ることになったもので、そのことによりまして23ページの第24条、第25条は、第22条、第23条と繰り上げとなるものであります。最後23ページの別表第1につきましては、これは町独自ののですが町民税の寄附金控除の対象より、このたびいちいの園の移譲を受けていただきました社会福祉法人 恵和福祉会に対する寄附金を寄附金控除の対象とするため改正となっております。なお、町内の社会福祉法人に関しましては、この別表に加えることによりまして随時追加することとしておりますので、ご了承願いたいと思います。

続いて24ページの新旧対照表ですが、これは改正条文第2条に係る改正による町税

条例の新旧対照表です。いずれも地方税法附則の改正による参照条項の訂正となっております。

次ページ 25 ページのほうをお開きください。これは改正条文第 2 条によるもので、昨年の 9 月に提出しました町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表となります。まず条文の最後に附則第 21 条の改正規定を加えるものですが、この結果については前ページの 24 ページの税条例の新旧対照表の中身となります。

次に改正附則の改正ですが、今後施行される分について地方交付税法改正に伴う文言参照条項の改正となっております。対して、次ページ 26 ページの改正附則第 2 条の第 2 項の改正につきましては、昨年の改正において実は総務省から条例例というのが来ているのですが、その中で法律番号を付けないという誤りがありましたので、それを改正しようというものであります。今回正しく直すということでありませう。

それでは議案のほう戻りまして条文のほうをご覧くださいと思います。改正条文につきましては、新旧対照表で説明しました内容について第 1 条、第 2 条として条文化したものであります。現在条例の改正である第 1 条と昨年 9 月に議決していただきました一部改正条例の改正である第 2 条とに分かれていることをご理解いただきたいと思います。なお、おのおの改正条文の説明は省略させていただきます。

条文めぐりまして 6 ページ目になります。改正附則のほうをご覧くださいと思います。まず第 1 条は施行期日の規定です。施行は公布日といたしますが、法律施行日が 4 月 1 日のため空白期間を埋めるために法律施行日である平成 26 年 4 月 1 日から適用させるというものであります。ただし書きといたしまして各号に定めるものは別途施行日を設定しておりますが、平成 26 年 10 月 1 日施行のものなど第 6 号までの規定となっております。先に説明資料 1 ページから 2 ページのほうに各改正内容ごとに施行日を記載しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。

次に、改正附則の第 2 条ですが、町民税の経過措置で適用となる町民税の年度区分を確定しているものですが、特に第 6 項及び第 7 項で規定しています法人町民税の税率の改正につきましては本年の 10 月 1 日施行となりますので、その日以後に開始する事業年度、ですから本年度 10 月以降に改めて開始する事業年度からの適用となっております。

続きまして第3条につきましては固定資産税、第4条については軽自動車税に係る各改正規定の年度区分等の規定となっております。それから第6条になりますが、これは軽自動車税に係る税率の適用について3人以上の軽自動車につきましては平成27年4月1日以降に登録したものから適用となります。ですから現在使用している4人、3人以上の軽自動車税につきましては継続して使用している限り軽自動車税は上がらないというふうに解していただければよろしいかと思えます。ただし、14年目、13年以上経過した軽自動車税につきましては、改正分が上がった上に重課されるということがありますので、その点は申し添えたいと思えます。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 今回の税法改正の税条例改正と直接関係はないのですが、分割納入になりますので、そういう中で町民の方から納期の月末の曜日の関係によって次の月に繰り下がる場合があるのですが、そういう場合について、やっぱり同じ月に月初めと月末と2回税金引かれるのはいろんな面でやっぱりまずいというか、非常にぐあいが悪いというか、そういう話があります。そういうことで月末月末に処理できるようにできないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 乃村議員からご質問あった件ですが、多分各税の口座振替にされている方がそういう形になるかと思えます。現在、口座振替の振り替える日なのですが、ゆうちょは25日、それ以外のところについては納期限というふうにさせていただいております。これは各金融機関との契約に基づきましてやっているものです。それで納期限につきましては、乃村議員のご指摘のとおり期限の特例というものがあまして、月末が休日になった場合はどうしても翌月になってしまうという形になっております。それで3月のときにちょっと直させていただいたのですが12月の分については前から非常に翌年になるのは非常に問題が多いということで、今

回それも含めまして12月納期の分については年を越さないようにしていますが、各月については、そこまでの措置はしていないところです。実際問題としてほかの例によるのですが、旧自治省でつくりました準則においては各納期については、やっぱり月末、12月については年を越さないような措置は25日というような設定をしていたりしてやっているのですが、実際の準則では月を越えてもいいかなという形のものをしていまして、本町もそれをとっている状況です。税ばかりではなく各保険料や上下水道も同様な形をとっているかと思います。どうしてもひと月に2回引かれるということはあるかと思いますが、どうしてもその特例というのがありますので、どうしてもそれはなかなか変えるのは難しいのかなというふうに考えています。ただ、今年はどういう、この月が、この納期が次の月になりますよと、そういうようなことがわかるようなものは随時広報等で周知していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、乃村吉春君。

○4番（乃村吉春君） 今、話はわかります。そういうことでなんとか運用か何かの方法で毎月決まった納期に、決まった納期ということになると次の月になりますから、そういうことでなくて、ひと月ひと月で月末までに処理できる方法を考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 今現在口座振替している方で、実際に納期が次の月になったからというか、納期の特例になったからといって口座振替が落ちなかったというようなことは、現在はそういう状況にはないと押さえてはいます。ただ、そういうような苦情というのものもあるのも含めまして、すべての徴収金にも絡みますので、それからあと主な機関等も絡んできますので、そちらのほうとも相談しながら進めていきたいと思いますので、先ほどの周知の件も含めましてよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 46 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 46 号津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては 3 月議会において改正いたしました国民健康保険税普通徴収第 7 期、12 月 27 日の納期の改正について再度改正をお願いするとともに、地方税法施行令の一部改正により条例の一部を改正いたしたく地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、説明資料に基づきご説明申し上げますので、資料 27 ページをお開きください。新旧対象表により改正について説明してまいります。第 2 条第 3 項で後期高齢者支援金の賦課限度額を 14 万円から 16 万円に、第 4 項で介護納金

の賦課限度額を 12 万円から 14 万円に改めるもので、地方税法施行令の改正によるものです。この改正によりまして国保税の賦課限度額は、今回改正がありませんでした医療分の 51 万円を含め 77 万円から 81 万円になるものです。

次に、第 12 条で第 7 期の納期限の 12 月 27 日を 12 月 26 日に改めるものであります。この改正につきましては、税条例の一部改正でも説明ありましたが、3 月議会で 12 月の納期限を 12 月 27 日に改正いたしました。12 月 27 日が土曜日の場合、12 月 29 日の月曜日を納期限とすることが地方税法の期限の特例の規定により設定できないこととなっており、12 月中の納期限とするため納期限を 12 月 26 日に改めるものでございます。

次に、第 18 条につきましては、引用条項の条ずれを改めるものです。29 ページをお開きください。第 23 条で後期高齢者支援金及び介護納金の賦課限度額を改めまして、第 2 号において 5 割軽減判定所得の算定上、1 人当たり 24 万 5,000 円を加算する被保険者の数に当該納税義務者も含め算定することとした改正であります。改正前は当該納税義務者を除いて算定することとなっていたため、単身世帯では 5 割軽減の対象とはなりませんでしたが、この改正により 5 割軽減の対象となるものです。第 3 号で 2 割軽減判定所得の算定上、被保険者 1 人当たりに加算する金額を 35 万円から 45 万円に改めるもので、軽減の対象となる範囲が広がることとなるものです。この 23 条の改正についても地方税法施行令の改正によるものでございます。

それでは議案の本文に戻っていただきたいと思っております。ただいま新旧対照表で説明いたしました内容を改正文としたものでございます。附則をご覧くださいと思っております。附則第 1 項で施行期日としまして、この条例は公布の日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用することとするものでございます。第 2 項で改正後の規定は平成 26 年度以後の国保税に適用し、平成 25 年度分までの国保税は従前の例によることとするものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 47 号 津別町介護保険条例及び津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 47 号 津別町介護保険条例及び津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては 3 月議会において改正いたしました介護保険料、普通徴収及び後期高齢者医療保険料、普通徴収の 12 月 27 日納期の改正について地方税法を準用する規定はございませんが、町税等の納期に合わせるため改正をお願いするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容につきまして説明資料に基づきご説明申し上げますので、資料 30 ページをお開きください。介護保険条例新旧対照表の第 3 条第 1 項のうち、第 4 期の納期、31 ページをお開きください。後期高齢者医療に関する条例新旧対照表の第 4 条第 1 項のうち第 7 期の納期、「同月 27 日」を「同月 26 日」にそれぞれ改めるものでございま

す。

それでは議案の本文にお戻り願います。ただいま新旧対照表で説明いたしました内容改正文としたものであります。附則をご覧いただきたいと思ひます。附則でこの条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 48 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予

算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第48号平成26年度津別町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。今回の補正につきましては、先の提案理由で申し上げたとおりですが、急を要する事業補正及び平成25年度の繰越明許費として補正したものの減額を主なものとして補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第1条第1項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ6,438万9,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を55億6,938万9,000円とするものであります。第2項につきましては後ほど説明させていただきます。資料の事項別明細書歳出のほうから説明させていただきます。6ページから7ページをお開きください。款2総務費、項2地域振興費、目3企画振興費におきまして体験交流施設整備事業として高圧柱変電施設及び給水設備等の工事としまして658万8,000円、備品の追加購入費としまして240万7,000円の増額補正をお願いするものであります。失礼しました247万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして障害者総合支援事業経費といたしまして、北海道自治体情報システム協議会への負担金、これを101万6,000円を減額とします。これは午前中の専決のほうでお願いしていた国の平成25年度補正予算として専決補正による計上したものの減額となります。なお、平成26年度当初予算におきましては財源を見込まないまま予算化しておりますので、関連する歳入の減額はありません。同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費ですが、認定子ども園整備事業につきまして工事費等の事業費増に伴いまして5,935万8,000円の追加となりますが、合わせて事業主体が社会福祉法人夢つべつということになりますことから補助対象の団体名を変更することにつきまして、説明内容の記載内容を変更するというをお願いすることとなります。

次に、款6農林業費、項1農業費、目4振興事業費ですが、農業水利施設保全合理

化事業としまして9ページのほうになります農業用排水施設機能保全計画策定業務委託料400万円のすべてについて減額するものであります。これにつきましても平成25年度の国の補正予算対応ということから平成25年度予算に増額補正、繰越明許費と設定させていただいたことによるものです。

8ページから9ページの款8土木費、項4住宅費、目2住宅建設費につきましては町営住宅等建設整備事業といたしまして旭町団地買取事業、事業費増ということで98万9,000円の増額補正をお願いすることとなります。

それでは歳入のほうの説明をいたしたいと思いますので4ページから5ページのほうをお開きください。款14道支出金につきましては項2道補助金の補正となります。まず目2の民生費道補助金につきましては認定こども園の関係経費の増額に伴いまして2,183万4,000円の追加増額補正、目4農林業費の道補助金について農業水利施設保全合理化事業として平成25年度予算となったことから400万円の減額となります。

それから一つ飛ばしまして款20の町債につきましては目2民生債において認定こども園整備事業の事業費増に伴う分として3,720万円の増額となります。全体で不足する一般財源につきましては款17繰入金におきまして財政調整基金から935万5,000円を増額補正させていただきまして歳入歳出予算を編成させていただいたところであります。

それでは議案の補正条文のほうにお戻りください。まず第1条の第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第1表、歳入歳出予算補正におきまして款項区分ごとに整理し第1項の補正額及び予算総額とするものであります。第2条の継続費の補正であります、めぐりまして第2表のほうのとおり旭町団地買取事業の平成26年度分について増額補正をお願いするものであります。補正後の総額については509万5,000円増額して2億9,366万7,000円とするものであります。歳入歳出予算におきます補正額98万9,000円の相違であります、これは誤った当初予算につきまして増額して計上していたにも関わらず継続費の年割額を補正していなかったことによるものです。今回申し訳ありませんが継続費の年割額と26年度当初予算が合っていない状態を修正含めて補正をお願いするものであります。ご了承いただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。

次、第3条ですが、地方債補正です。第3表のとおり認定こども園整備事業の起債限度額を6億3,080万円といたしまして補正後の限度額の総額を9億7,940万円とするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので原案を承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 1点だけ質問したいと思います。

認定こども園、社会福祉法人夢つべつの関連でございます。青葉幼稚園含めて町が隣接地を買うということで町長と幼稚園のほうで契約を結んでいろいろ難しい問題についてはお互いに誠意を持って対処するというふうな確認がなされております。そこで、工事に間もなく入るのですが幼稚園行事等々を含めて駐車場に困っているというふうな話を聞き及んでおります。これらについて隣接地に現場事務所なり資材置き場をあれするにしてもいろいろ空き用地がいっぱいあるかなというふうな形で、難題な便宜はどうかと思いますけれども、やりくりで軽易な便宜については幼稚園側のお話を聞いて、双方が円満に工事が進むように、これは後々の運営にもかかってくると思いますので、その辺の駐車場の関係についてどのような対処をされているか確認のために質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 先日の全員協議会の折にも皆さんからいろいろ幼稚園と話をしようということでお話をいただいております。それで先週の16日に幼稚園のほうとお会いして話をしております。その段階では、やはり隣接地を使わせていただきたいというお話で、私どものほうとしてはやはり工事が始まりますと危険だということで、そこは難しいというお話をさせていただきました。なお、その時に現在そういうほかの土地を今探している途中ですから、ちょっとお待ちいただけませんかというお話をしております。21日にその用地の部分をいろいろ検討いたしまして、今後旭町の営林署の住宅を購入する予定があるということを総務課のほうから聞いておりましたので、ちょっと総務課のほうに打診して財務局と話し合いをしていただい

ております。その土地につきましては、幼稚園さんに売却予定の土地につきましては 36 メートル掛ける 21 メートルという広さです。おおむねですね。そちら今総務課のほうであたっていたきました土地につきましては 34 メートル掛ける 12 メートルということで幅がちょっと狭いのですが、そこでどうでしょうかというお話を 21 日の日にお会いして話をしてくれております。もしそこで利用していただけるならば、若干抜根等残っておりますので、その辺も整理させていただいて使っていただければというお話をしてくれました。もう 1 点幼稚園のほうから売却予定地についてはいつ売っていただけるのだろうかというお話もございましたので、それにつきましては工事が終了後、ですから来年の 3 月もしくは 4 月に入ってからという話をしてくれています。昨日、昨日 22 日、電話がありまして町のほうで提示された部分については、旭町の土地を使わせていただきたいというお話がございました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） それで答弁についてはわかりました。それで、これから工事が進んでいくにしたがって、やはり隣接地とのいろんな話や何かも出てくるのではないかなということで、今後のことを含めて何か問題があればお互いに誠意を持って工事全般含めて円滑にいくように、ここが努力目標ということであえて申し上げておきたいというふうに思います。少なくとも我々の手間暇をわずらわせなくてもいいように町のほうで可能な範囲で便宜を図っていただきたいということだけ申し上げて終わります。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） それにつきましては幼稚園側とお互いに問題があれば誠意を持って対応するという事は話しておりますので、今後十分相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第49号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第49号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。補正の理由につきましてもは提案理由で申し上げましたとおり資本的収入及び支出の支出において公共工事設計労務単価の改正及び資材費の増額によるもので、6月の中旬に発注を予定しております工事に予算の不足が生じることから追加をお願いするものでございます。

それでは資本的収入及び支出についてご説明いたします。3ページをお開きください。支出の部、資本的支出、建設改良費、配水施設設置費、工事請負費において国道240号の曲線緩和工事に先駆けて行う国道240号配水管移設工事について、地下埋設物等の使用物件により伏せ越し箇所が増えたため接手等資材費が増加し予算不足となったもので、労務費の増加分と合わせまして323万円の追加をお願いするものです。4ページはキャッシュ・フロー計算書となります。従来の資金計画に代わり作成を義務付けられたもので、予算年度の収支、資金収支を示すものです。最下段の資金期末残

高2億4,715万8,000円においては、本年度末の現金預金高を予測したものです。

続いて5ページから7ページは本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては5ページの下から6行目、現金預金が補正額と同額減額となり、固定資産において同額増額し、5ページの資産の部のみで相殺処理されますので7ページ下から5行目、当年度純利益につきましては当初予算のまま815万円と見込むものでございます。

1ページにお戻り願います。第2条において資本的収入及び支出では資本的収入に対する不足額7,170万2,000円を7,493万2,000円に、補填財源として過年度分損益勘定留保資金6,739万5,000円を7,038万6,000円に、消費税及び地方消費税、資本収支調整額430万7,000円を454万6,000円に改め、資本的支出について323万円追加し支出総額を7,493万2,000円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 50 号 契約の締結について、旭町団地外構工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 50 号 契約の締結につきまして内容のご説明を申し上げます。本件につきましては旭町団地の外構工事でございます。5月12日、総務課管財グループにおいて指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は旭町団地外構工事であります。工事の場所は、津別町字旭町 69 番地 1 ほかでございます。工事の概要につきましてはお手元の説明資料で説明したいと思いますので 32 ページをご覧ください。工期は契約の日から平成 26 年 12 月 10 日までとしております。場所につきましては旭町 69 番地 1、68 番地 1、68 番地 2、68 番地 3 でございます。工事概要は道路として 694 平方メートル、駐車場として 883 平方メートル、どちらも路盤厚は 50 センチメートルで、うち舗装 2 層の 8 センチメートルで 26 台の駐車スペースとなっております。通路は 297 平方メートル路盤厚 30 センチメートル、うち舗装は 1 層の 3 センチメートルでございます。緑地は 2,130 平方メートル吹き付けするもので、排水処理は U 型トラフ 300 B、329 メートル、管渠工 Φ300、116 メートル、雨水枡を 19 基設置します。附帯工は擁壁工、L 型擁壁 18 メートル、照明は通路、園の中 2 灯、ベンチ 4 基も通路、園の中に設置します。植栽は高木植栽工、総数で 19 本、共同菜園 3 カ所を計上しています。33 ページをお開きください。配置平面図です。ピンク色が道路になります。青色が排水処理施設で緑色が緑地になります。オレンジ色が通路、茶色が駐車場になります。

議案に戻っていただき、契約の方法につきましては町内業者による指名競争入札を行っております。契約の金額につきましては 5,238 万円でうち消費税及び地方消費税額は 388 万円であります。契約の相手方は網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を締結しようするものです。

以上、議案第 50 号の内容を説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしく
お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、谷川忠雄君。

○8 番（谷川忠雄君） 何点か参考に聞きたいと思います。

説明資料の 32 ページですけど、植栽、高木（イタヤカエデ・タモ）と書いてますけども、樹種は何種類あるのか、それと何メートルのものなのか、最終的にこれ樹高が伸びていきますけども町の中にもいろいろありますけども、樹高管理についてはどう
いうふうにしていくのか確認のため聞きたいと思います。

それと菜園 3 カ所ということで図示してはありますが、これこういうものについては開園当初は非常にいいのですけども、長期にわたっていくと保全管理が非常に乱雑
になったり放置したりだとか、いろいろあると思いますけども、これ希望でやるのだ
ろと思いますけども、その辺の保全管理についてどのような考え方があるのか聞きた
いと思います。

○議長（鹿中順一君） 金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまご質問のありました植樹につきましては、種
類ですけども、ここに書いていますイタヤカエデ、タモ、そのほか柏、こぶし、ほう
などの総計で 19 本程度ということになっております。高さにつきましては一応設計で
は 3 メーターを予定しております。

それと菜園の 3 カ所につきましても、まず聴き取りをしまして使いたい方の希望を
とりたい予定をしておりますし、その際維持管理については団地内のほうでお願いし
たいということでしょうと思っております。それと、もし使う方がもしないののであ
れば地域、自治会のほうにも説明しましてだれかがいればまたその辺も協議しまして、
最悪だれもいなければ町のほうでその辺の維持管理をしていかなきゃならないと思っ
ていますが、基本的には地域のほうで募ってやってもらうことをお願いしたいと思
っています。それも入居されてからの予定になると思いますけども、それと先ほどの
高木の高さの管理につきましても随時高くなれば剪定をしていきたいと考えておりま
すので、何年かすれば恐らくだんだん高くなっていきますので、その辺をやっていき

たいと思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 51 号 契約の締結の議決事項の変更について、体験交流施設新築工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 51 号 契約の締結の議決事項の変更についてご説明申し上げます。先の提案理由でも説明いたしましたが、体験交流施設、新築工事につきましては平成 25 年 12 月 18 日に行われました第 10 回定例議会において議決を得、翌 19 日に株式会社清水建設、代表取締役 清水靖則と契約を了し、平成 26 年 3 月 31 日を工期として工事に着工したところでありますが、資材等の調達が困難となり工期の延長が必要となったことから平成 26 年度での実施としたところであります。この結果、4 月 1 日からの消費税率の改正に伴い消費税及び

地方消費税が 234 万 5,000 円増額となり、契約金額においても同額増額となるもの
あります。このことから契約金額の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。
議案の 1、工事の名称、2、工事の場所については変更はありません。3、変更請負
金額を 1 億 1,942 万円、うち消費税及び地方消費税を 792 万円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、報告第 4 号 専決処分の報告について、損害賠償
の額を定めることについてを議題とします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 28 分

再開 午後 1 時 34 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承承願います。

◎報告第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、報告第 5 号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承承願います。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 6 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 25 年度 1 月分、2 月分、3 月分の例月出納検査につて報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 26 年第 3 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1 時 36 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員